

SCIP データベースの詳細情報要件

目次

1. はじめに	2
1.1. 背景	2
1.2. 目的	3
2. データベースの概念モデル	3
2.1. 定義	4
2.2. 記録されるべき情報の適用範囲	5
3. 情報要求	6
4. 予測される届出内容の例	10

2019 年 9 月

1. はじめに

1.1. 背景

[廃棄物枠組み指令](#) (Waste framework Directive、WFD) の第 9(1)(i)項は、成形品のすべての供給者に対して、2021 年 1 月 5 日以降、[REACH 規則](#)の第 33(1)項に従って欧州化学物質庁 (European Chemicals Agency) に情報を提供するように要求している。同指令の第 9(2)項は、ECHA が 2020 年 1 月 5 日までに、前記条項の(i)に従って ECHA に提出されるデータ用に、データベースを設置し、同データベースを管理し、廃棄物処理業者に対して、さらに要求に応じて消費者に対して、同データベースの閲覧を提供することを規定している。

SCIP データベースは、成形品そのもの、または複合体 (製品) 内の懸念物質 (Substances of Concern In articles, as such or in complex objects (Products)) に関して提出される情報が取り込まれる予定である。ECHA は、二重の目的を持って SCIP データベースを構築している。WFD 第 9(2)項の目的の達成に必要な情報を収集すること、および主に廃棄物処理業者と消費者以外にサプライチェーン、NGO、当局の関係者が最適な形で同データベースを閲覧および利用できるように、この収集された情報を構造化し、検索可能な状態にすることである。このために、ECHA は、REACH 第 33(1)項に従って、WFD 第 9(1)(i)項内での通知に関する必要な情報要求事項を特定している。

本文書では、候補リスト (Candidate List) 物質 (Section 3) を含む成形品に関する、SCIP データベース用の情報要求を示しており、これらは、WFD 第 9(1)(i)、REACH 第 33(1)、欧州委員会の「改訂廃棄物枠組み指令 2008/98/EC の第 9(1)(i)と 9(2)の実施に関する非公式文書」¹、および ECHA の[成形品中の物質の要求事項に関するガイダンス](#) (ECHA の SiA ガイダンス)²といった法的文書を考慮して策定された。ECHA はまた策定時に、欧州委員会、加盟国、利害関係者 (業界団体、廃棄物処理業者、関連 NGO) からの協力や意見も採り入れた。

連絡窓口の詳細以外に、義務責任者³から ECHA に提出される必須情報に関して、本文書の Section 3 の表に記載している。必須情報には、以下の可能性がある要素が含まれる。

1. (懸念) 成形品そのもの、または複合体の特定^{4, 5}

¹ 欧州委員会の「改訂廃棄物枠組み指令 2008/98/EC の第 9(1)(i)と 9(2)の実施に関する非公式文書」は、2019 年 6 月、CARACAL と廃棄物専門家グループ (Waste Expert Group) に配布された。Ares(2019)3936110 参照。

² すなわち 3.2.1、3.2.3.1、3.4.1 の項、付録 5、付録 6 の例 23。

³ EU の成形品の製造者と組立業者、輸入業者、卸売り業者、および EU 市場で成形品を流通させるその他のサプライチェーン関係者。消費者に直接、独占的に成形品を供給する小売業者とその他のサプライチェーン関係者は、ECHA に情報を提出する義務の対象とならない。

⁴ ECHA の SiA ガイダンスの第 2.4 章で説明される複数の成形品から成る物のこと。[事例 C106/14 の裁判所判決](#)で使用される用語「複合製品」に相当する。この判決に拠ると、組み立てられる、または組み込まれる成形品は、化学組成以上に機能の決め手となる特別な形状、表面またはデザインを維持している間、または廃棄物枠組み指令 ([指令 2008/98/EC](#)) で定義される廃棄物になる前である間は、成形品であり続ける。

⁵ REACH 第 3(3)内の成形品の定義に含まれる要素、すなわち成形品の機能、物理的形態 (形状、表面、デザイン)、および化学組成に関連する。関連する成形品が複合体に組み込まれている場合、この複合体の特定も含まれる。さらに、[事例 C-106/14 の裁判所判決](#)の第 78 号では、「[第 33 条に基づく] 情報提供の義務は、廃棄物処理業者 [サプライチェーンの全業者] と消費者が、成分を部分的に形成する成形品の特性を含めて、成形品の特性を完全に把握した上で供給を決定できることを、間接的に意図している」と明記している。詳細については、ECHA の SiA ガイダンスの第 2 章、3.2.3.1 項と 3.4.1 項、付録 5、および例 23 を参照のこと。

2019 年 9 月

2. 関連成形品に含まれる候補リスト (Candidate List) 物質の特定⁶
3. 成形品の安全な使用、すなわち物質の名称以外の安全な使用情報 (廃棄段階を含む成形品のすべてのライフサイクル段階における、成形品の安全な使用を保証するために必要と見なされる場合にのみ必須。特に廃棄物になった後の成形品の正しい管理を保証するための情報)。⁷

ECHA は、正当とされる場合、企業の機密情報を保証する予定である。例えば、同じサプライチェーンの関係者間での連携を可能にする所要の義務的データは、公開されることはない。

1.2. 目的

本文書では、概念データモデル (Section 2) に従って整理されたデータベースの情報要求事項の概要を提示している。すべての利害関係者、すなわち義務責任者と REACH および廃棄物加盟国当局 (Waste Member State Competent Authorities) に対して、SCIP データベースの構築時に用いられるアプローチについて、明確に説明している。

概念モデルは、ECHA が想定する、廃棄物枠組み指令内の候補リスト物質を含む成形品に関する SCIP データベースの導入の基礎となる。

2. データベースの概念モデル

データベースの概念モデル：

1. データベースに保存される情報/データの適用範囲の高レベルの概観を提供する。
2. データベースの適用範囲内の主要な対象の**実体**間で、重要な関係を確立する。
3. 重要な概念を明確にする。

データベースの義務的情報要求は、義務責任者が通知を作成する際に記入する必要のあるすべてのデータフィールドから構成される。オプションのフィールドへも任意で入力可能である。

⁶ 詳細については、ECHA の SiA ガイダンスの 3.1 と 3.2.1 の項を参照。この情報は、[候補リストの内容](#)を選択して、名称、EC 番号、CAS 番号 (該当する場合) と共に提供される。

⁷ 物質の名称以外の安全な使用情報は、「サプライチェーンの全業者が、完全に安全な使用を保証するために、極めて懸念のある物質の成形品への含有に起因してリスク管理措置を確実に講じる」ために ([事例 C106/14 の裁判所判決](#) 第 77 号)、および廃棄物となった後の成形品を確実に正しく管理するために必要と見なされるすべての情報と解釈されなければならない。ECHA の SiA ガイダンスに拠ると (3.2.1 項と 3.4.1 項)、「成形品の処分を含む全ライフサイクル段階で曝露を除外できる場合など、候補リスト物質を含む成形品の安全な使用を可能にするために、特定の情報が必要とされない場合、最低でも当該物質の名称が成形品の受領者または消費者に伝えられなければならない。」ただし、サプライチェーンの関係者、すなわち専門的および産業的な最終利用者と消費者による成形品の安全な使用を可能にするための、追加情報の伝達が必要になる状況がある。このような場合、「成形品の安全な使用を可能にするために、どのような情報の編纂および伝達が必要になるかを特定する際に、成形品の供給者は、成形品が使用される間のすべてのライフサイクル段階を考慮しなければならない。さらに、供給者は成形品のリサイクルと処分、さらに、特に消費者による予測可能な成形品の誤った使用を検討すべきである」。SCIP データベースを介して廃棄物処理業者に開示される情報は、成形品のライフサイクルの廃棄処理段階で有益でなければならず、データベースの目的を詳述する[指令 2018/851](#) の前文 38 で定められているように、候補リスト物質を含む廃棄物の特定と効果的な処理を可能にしなければならない。

本文書のデータフィールドは、グループ分けされ、概念モデルで定義される対象範囲内で記録される。主な実体、物質、**成形品**、および関連要素は、2.1 と 2.2 の項で定義される。

2.1. 定義

データベースの主たる適用範囲は、0.1% w/w を上回る濃度で候補リスト物質を含む成形品そのものまたは複合体である。したがって、**物質**の対象は、候補リスト物質を指す。

「製品」の概念は、通常は、金銭やその他の物との交換により、または無償で「市場で販売される」ものを指す用語と解釈される。結果として、「製品」という用語は REACH に記載される物質、混合物、成形品を含む。したがって、用語「製品」は、図 1 に示すように SCIP データベースのコンテンツ内では意図的に使用しない。

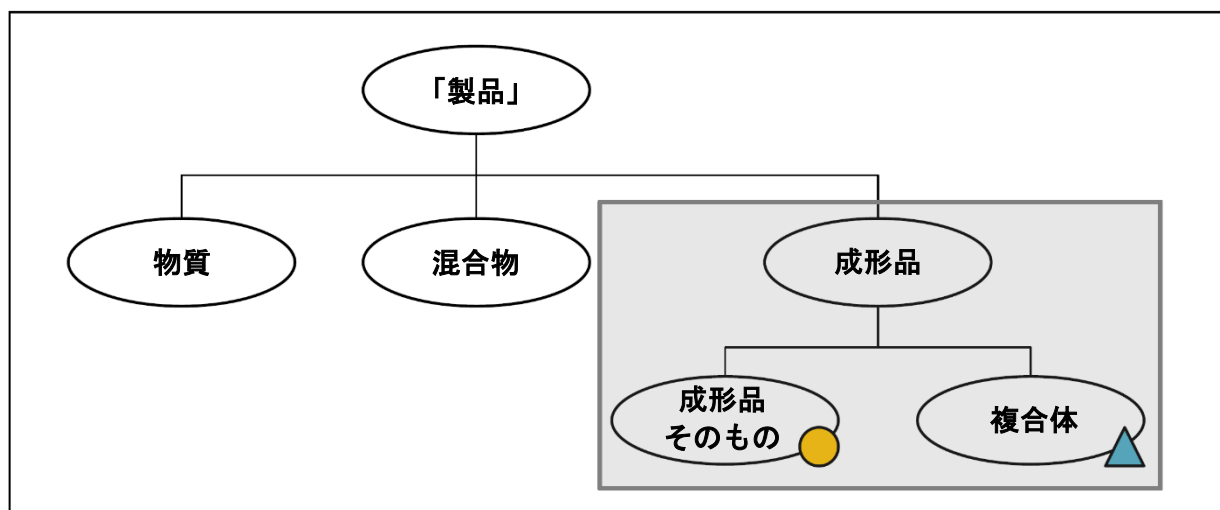


図 1: データベースの適用範囲 (グレー網掛け領域)

成形品は、複合体を製造するために様々な方法で組み込みまたは組立を行うことができる。ECHA の SiA ガイドンスの 2.4 項に拠ると、複合体⁸は複数の成形品から構成されるオブジェクトを意味する。輸入される、または市場で流通する成形品そのもの、または複合体は、図 1 に示すようにデータベースの適用範囲に含まれる。

混合物などの成形品または複合体以外の製品は、データベースの適用範囲から明確に除外される。しかし、成形品の製造時、または成形品の組立時に混合物が一定の役割を果たす場合がある。すなわち様々な理由で混合物が成形品に組み込まれる場合がある（成形品のコーティング時または成形品の結合時など）。

概念上、本文書で使用される**成形品**は、成形品そのものと複合体が生成されたものである。すなわち成形品は**成形品そのもの**（ブレードや一体型スプーン、O リングなど）か、**複合体**（鉛筆削り、ソファ、車両のエンジン、電子機器など）のいずれかになる。

複合体はそれぞれ、複数の構成部品を組み込み、各構成部品が図 2 に示すように成形品そのものか別の複合体（複合体の構成部品）（ねじ、ブレード、筐体は鉛筆削りの構成部品）になる。したが

⁸ この用語は、事例 [C106/14](#) の裁判所判決で使用される用語「複合体」に相当する。

って、**複合体の構成部品**は、複合体とその構成部品との間に構築されと思われる連携部分に使用される。複合体の構成部品の役割を示す別の例を、本文書の Section 4 の例 2 で説明する。O リング (成形品そのもの) は、自動車 (大型の複合体) の構成部品である燃焼エンジン (複合体) の構成部品である。成形品そのものは、さらに加工されて別の成形品そのものに変換される場合もある。例えば、金属片が加工されて金属ブレードが製造される場合がそれである (図 2)。

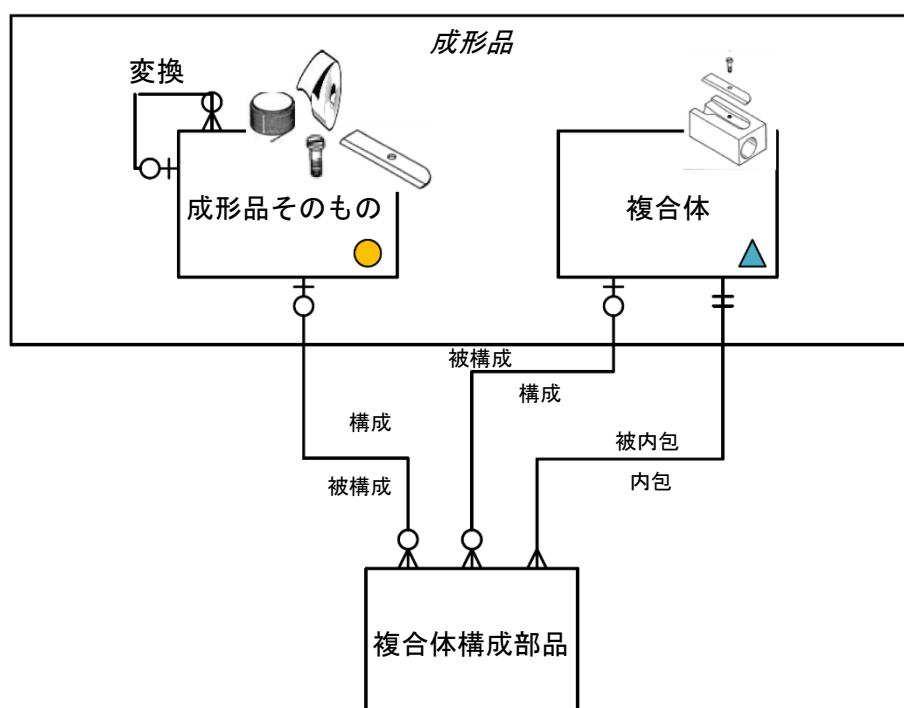


図 2: SCIP データベースの概念内の**成形品**。複合体の構成部品は、成形品そのもの、または成形品を構成する複合体になる。

2.2. 記録されるべき情報の適用範囲

本文書では、SCIP データベースに提供される「技術的」データ (物質、成形品、およびそれらの関連性に関する情報) のみに焦点を当てている。以下に適用範囲レベルで図式化する(図 3)。

関連要素は、成形品そのものと、0.1% w/w 超の濃度で含有する候補リスト物質に関連付けられている (ECHA の SiA ガイダンスの 3.2.3.1 項を参照)。

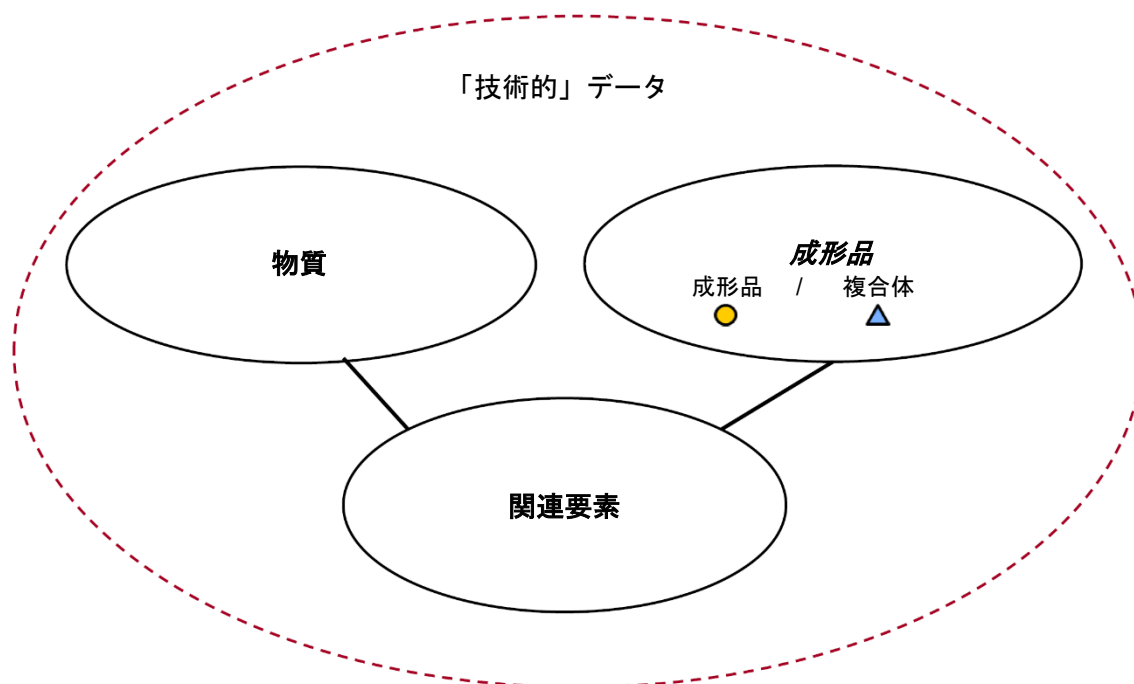


図 3: 主要な対象内でグループ化され SCIP データベースで記録される情報の適用範囲の図式化

3. 情報要求

義務責任者により記入されるデータフィールド、**情報要求**を、以下の表に列挙し、実体別に整理している。

各データフィールドの必須/オプション機能 (M/O) は、以下のように記録される。

- M = データフォーマットで属性が必須 (黒字)
- O = データフォーマットで属性がオプション (青字)

オプションデータは、成形品または複合体としては公開されるが、特定のケースでは、検索基準 (高さ、幅、長さ、直径、画像、分解指示など) として使用されない。

必須データフィールド (M) は、届出段階では入力が必要になるが、必ずしも追加データの提供が必要になるという意味ではない。特定のケースでは、情報を ECHA に正しく提出するための行動のみが必要になる (「候補リスト物質の特定以外に、安全な使用の情報を提供する必要はない」と明示するなど)。

SCIP データベースに追加するために、義務責任者から ECHA に提供される通知 (記入済みのデータフィールド) の内容の例を、Section 4 に示す。

以下の表 1 に、成形品の情報要求を、表 2 に関連要素と物質の情報要求を列挙している。

市場で流通する候補リスト物質を含む成形品そのものの通知を作成する場合、表 1 と 2 に挙げられた情報セットを入力するが、表 1 の「複合体の構成部品」のデータは除外される。これについては Section 4 の例 1 に例示す。

2019 年 9 月

候補リスト物質を含有する成形品を組み込んだ複合体に関する通知を作成する場合、同じ成形品の関連要素と物質に関する表 2 のデータが記入されるまで、表 1 のデータは再帰ブロックと見なす必要がある。この再帰性は、より大型の複合体の複合体構成部品に適用される。Section 4 の例 2 に、このようなケースでデータを記入する過程を説明している。

表 1. **成形品**の情報要求 (●、▲)

成形品の情報 (成形品そのもの/複合体)	説明	M/O
識別子		
成形品名	成形品そのものまたは複合体に割り当てられた主要名、自由形式テキスト	M
その他の名称*	ブランド、型式、タイプなど [消費者向けに流通している成形品そのものまたは複合体の場合、可能であれば、フィールドに指定された「成形品名」以外に、ブランド、型式、タイプなど、その他の名称を明示する。これは、情報が提出される成形品そのものまたは複合体を、消費者が明白に識別できるようにするためである。]	O
成形品基本識別子	成形品そのものまたは複合体に割り当てられた数字または英数字の識別子、およびタイプの識別情報。成形品基本識別子は、届出の準備を支援するために用いられる。 タイプのオプション: 例: 欧州商品識別コード (European Article Number、EAN)、グローバル商品識別コード (Global Trade Item Number、GTIN)、ユニバーサル製品コード (Universal Product Code、GPC)、カタログ番号、ECHA 成形品 ID、部品番号	M
その他の成形品識別子*	その他の数字または英数字の識別子とタイプの識別情報。 成形品基本識別子と同じタイプオプション: 例: 欧州商品識別コード (EAN)、グローバル商品識別コード (GTIN)、ユニバーサル製品コード (GPC)、カタログ番号、ECHA 成形品 ID、部品番号 [消費者向けに上市される成形品そのものまたは複合体の場合、欧州商品識別コード (EAN) など、最低でも消費者に開示される識別子をこのフィールド、または「成形品基本識別子」フィールドに示すこと。これは情報が提出される成形品そのものまたは複合体を、消費者が明白に識別できるようにするためである。]	O

2019 年 9 月

成形品の情報 (成形品そのもの/複合体)	説明	M/O
成形品のカテゴリ*	調和リスト (コードと説明を含む) 内の、割り当てられた成形品名で達成できない、機能/用途に基づく一定レベル程度までの成形品そのものまたは複合体の識別情報。関連性する廃棄物処理の流れを特定するために重要となる。 許容値: 合同関税品目分類表 (Combined Nomenclature、CN) の説明とコードに基づく、欧州連合統合関税表、 TARIC リスト [理事会規則 (EEC) No 2658/87 の 付録 I] (関連性のある説明とコードを選ばなければならない)。	M
欧州連合内の製造	このフィールドには、義務責任者は、「成形品は EU で製造または組み立てられているか?」の質問に対して回答する。 許容値: はい、いいえ、開示の意思なし	M
画像		
画像	成形品そのものまたは複合体の視覚的な識別情報。	O
特性		
特性タイプ	報告された成形品または複合品を、類似する成形品または複合体より識別するのに役立つ、成形品または複合体の特性。 例: 高さ、長さ、幅、直径、密度、重量、体積、色	O
特性値	(選択された) 特性の値。	O
単位	該当する場合、(選択された) 特性の測定単位。	O
安全な使用の指示		
安全な使用の指示*	安全な使用情報。「候補リスト物質の識別情報以外に安全な使用情報の提供の必要なし」と明記する可能性を含む。	M
分解指示*	分解指示文書 (pdf フォーマット)。 提出された文書の言語の表示が要求される。	O

2019 年 9 月

成形品の情報 (成形品そのもの/複合体)	説明	M/O
複合体の構成部品 [複合体にのみ適用される。成形品そのものの通知を準備する場合、このデータブロックは省略され、関連要素と物質に関するデータ (表 2) を記入して次に進む。複合体の通知の場合、このデータブロックは記入が必須になる。複合体の構成部品または複合体の成形品のいずれかに関する構成部品に関するデータを記入する。]		
成形品のリンク	既存の成形品にリンクを付加するか、新しい成形品または複合体を作成して、この複合体にリンクさせる。	M
単位数	複合体内のリンク成形品の出現数。	M

*繰り返し可能なフィールド。義務責任者は、必要に応じて成形品そのものまたは複合体に関連した必要情報について、このフィールドに何度でも情報を提供できる。例:「その他の名称」では、追加フィールドの追加により、ブランドと型式を入力可能である。

表 2. 関連要素と物質の情報要求

(成形品そのもの、または複合体の内部にのみ適用、ただし複合体そのものには適用されない、図 2 を参照)

関連要素と物質の情報	説明	M/O
候補リストのバージョン	ECHA に提出する前に、成形品そのものまたは複合体の情報の評価に用いられた候補リスト物質のバージョンの識別情報。	M
候補リストのエントリ*		
候補リスト物質	候補リスト物質の名前、そして付与されている場合には EC 番号、CAS 番号を候補リストのエントリから選択する。	M
候補リストのグループエントリに属する物質* (候補リストグループエントリにのみ適用)		
物質名	グループエントリに属する特定の物質名称。	O
EC 番号	グループエントリに属する特定の物質の EC 番号。	O
CAS 番号	グループエントリに属する特定の物質の CAS 番号。	O
濃度範囲*		

2019 年 9 月

関連要素と物質の情報	説明	M/O
濃度範囲	成形品内の物質の予測される濃度範囲: • > 0.1% w/w かつ < 0.3% w/w • ≥ 0.3% w/w かつ < 1.0% w/w • ≥ 1.0% w/w かつ < 10.0% w/w • ≥ 10.0% w/w かつ < 20.0% w/w • ≥ 20.0% w/w かつ < 100% w/w • > 0.1% w/w かつ ≤ 100% w/w 最後の濃度範囲を除き、その他はすべて、有害物質の原因となる廃棄物特性に関する廃棄物枠組み指令 (Waste Framework Directive) の Annex III に記載される、最も関連性の高い濃度限界に基づく。すなわち発がん性 (HP 7) と変異原性 (HP 11)、生殖発生毒性 (HP 10)、特定の標的臓器毒性 – STOT (HP 5)、感受性化 (HP 13)。	M
原材料または混合物カテゴリ* (以下の 1 つ以上のフィールドが必須)		
原材料カテゴリ	ECHA により提供されるリストを用いて作成された、成形品の製造原材料の識別情報 (候補リスト物質を含む)。 [原材料ベースの廃棄物処理の流れを特定することは重要である。また、これにより製造原材料に基づく成形品の識別が可能となる。]	M (混合物カテゴリブロックに記入されない場合)
混合物カテゴリ	成形品の後続の加工手順 (コーティングなど) に組み込まれる、または複合体の複数の成形品の結合または組立の際 (接着剤、はんだなど) に組み込まれる候補リスト物質を含む、欧州製品分類システム (EuPCS) に基づく混合物カテゴリの識別情報。 [候補リスト物質が成形品のどこに含まれるか特定することが可能になる。]	M (原材料ブロックに記入されない場合)

* 繰り返し可能なブロックまたはフィールド。

4. 予測される届出内容の例

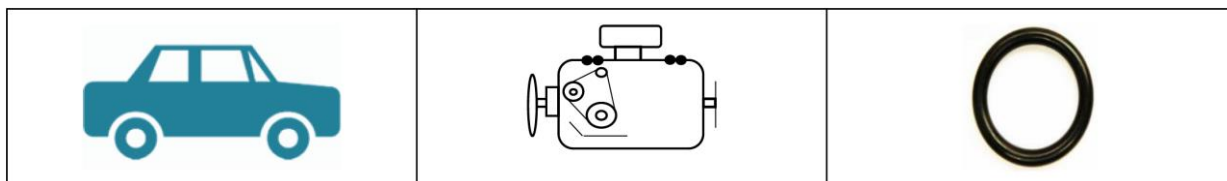
義務責任者による提出が要求される通常のデータを例証するために、2 つの例を挙げる。

- 例 1: 候補リスト物質を 0.1% w/w の濃度で含む O リング (成形品そのもの)。



- 例 2: 候補リスト物質を含む O リングを組み込んだエンジン搭載の車両。複数の構成部品を含む複合体の届出について示す。

2019 年 9 月



2つの例は、EUで製造されたOリングと上述の輸入車を参照例として取り上げる。届出はOリングの製造者と車両の輸入者により作成される。例では、成形品（青/グレイ枠）、関連要素（茶枠）、物質（赤枠）の情報要求が示される。

義務責任者により記入もしくはリストより選択される**必須情報**データフィールド (M) は、アクションが要求されるフィールドも含めて青色網掛けで示す。**オプション情報**の要求は、緑色網掛けで示す。

例 1: O リング

識別子	<table border="1"> <tr> <td>成形品名</td><td colspan="2">O リング</td></tr> <tr> <td rowspan="3">その他の名称</td><td>ブランド</td><td>ラバージョイント RJ</td></tr> <tr> <td>型式</td><td>型式 0.05</td></tr> <tr> <td>タイプ</td><td>タイプ Rubber-R</td></tr> <tr> <td>成形品基本識別子</td><td>EAN</td><td>583322554477</td></tr> <tr> <td>その他の成形品識別子</td><td>参照番号</td><td>RJ0.05R001</td></tr> <tr> <td>成形品カテゴリ (名称とコード) [TARIC/CN コードと説明]</td><td colspan="2"> 例 4016 93 00: 硬化ゴム以外のその他の加硫ゴム成形品 ; その他 ; ガasket、ワッシャ、その他のシール。 4008 29 00: 硬化ゴム以外の加硫ゴムのプレート、シート、ロッド、輪郭形状 ; セルラーラバー以外のもの、 ; その他。 </td></tr> <tr> <td>欧州連合内の製造</td><td colspan="2">該当</td></tr> </table>	成形品名	O リング		その他の名称	ブランド	ラバージョイント RJ	型式	型式 0.05	タイプ	タイプ Rubber-R	成形品基本識別子	EAN	583322554477	その他の成形品識別子	参照番号	RJ0.05R001	成形品カテゴリ (名称とコード) [TARIC/CN コードと説明]	例 4016 93 00: 硬化ゴム以外のその他の加硫ゴム成形品 ; その他 ; ガasket、ワッシャ、その他のシール。 4008 29 00: 硬化ゴム以外の加硫ゴムのプレート、シート、ロッド、輪郭形状 ; セルラーラバー以外のもの、 ; その他。		欧州連合内の製造	該当	
成形品名	O リング																						
その他の名称	ブランド	ラバージョイント RJ																					
	型式	型式 0.05																					
	タイプ	タイプ Rubber-R																					
成形品基本識別子	EAN	583322554477																					
その他の成形品識別子	参照番号	RJ0.05R001																					
成形品カテゴリ (名称とコード) [TARIC/CN コードと説明]	例 4016 93 00: 硬化ゴム以外のその他の加硫ゴム成形品 ; その他 ; ガasket、ワッシャ、その他のシール。 4008 29 00: 硬化ゴム以外の加硫ゴムのプレート、シート、ロッド、輪郭形状 ; セルラーラバー以外のもの、 ; その他。																						
欧州連合内の製造	該当																						
画像																							
特性	<table border="1"> <tr> <td>直径</td><td>0.050</td><td>M</td></tr> <tr> <td>重量</td><td>0.005</td><td>Kg</td></tr> </table>	直径	0.050	M	重量	0.005	Kg																
直径	0.050	M																					
重量	0.005	Kg																					
安全な使用の指示	<table border="1"> <tr> <td>安全な使用の指示</td><td>[特定の指示]</td></tr> </table>	安全な使用の指示	[特定の指示]																				
安全な使用の指示	[特定の指示]																						
関連要素	<table border="1"> <tr> <td>候補リストのバージョン</td><td>ZZZZ/TT</td></tr> <tr> <td>候補リストのエントリ/物質</td><td>候補リスト物質 S、EC xxx-xxx-x、CAS yyyy-yy-y</td></tr> <tr> <td>濃度範囲</td><td>≥ 10.0% w/w かつ < 20.0% w/w</td></tr> <tr> <td>原材料カテゴリ</td><td>ラバーとエラストマー > エチレンプロピレン非共役ジエンラバー (EPDM) ; 加硫</td></tr> </table>	候補リストのバージョン	ZZZZ/TT	候補リストのエントリ/物質	候補リスト物質 S、EC xxx-xxx-x、CAS yyyy-yy-y	濃度範囲	≥ 10.0% w/w かつ < 20.0% w/w	原材料カテゴリ	ラバーとエラストマー > エチレンプロピレン非共役ジエンラバー (EPDM) ; 加硫														
候補リストのバージョン	ZZZZ/TT																						
候補リストのエントリ/物質	候補リスト物質 S、EC xxx-xxx-x、CAS yyyy-yy-y																						
濃度範囲	≥ 10.0% w/w かつ < 20.0% w/w																						
原材料カテゴリ	ラバーとエラストマー > エチレンプロピレン非共役ジエンラバー (EPDM) ; 加硫																						

2019 年 9 月

例 2: 車両

識別子	<table border="1"> <tr> <td>成形品名</td><td colspan="2">モーター車両 (乗用車)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">その他の名称</td><td>ブランド</td><td>商標 Y</td></tr> <tr> <td>型式</td><td>型式 AAA</td></tr> <tr> <td>タイプ</td><td>タイプ TXCV</td></tr> <tr> <td>成形品基本識別子</td><td>EAN/バーコード</td><td>558101011110</td></tr> <tr> <td rowspan="2">その他の成形品識別子</td><td>ユニバーサル製品コード (GPC)</td><td>770300000</td></tr> <tr> <td>参照番号</td><td>AAA111X000</td></tr> <tr> <td>成形品カテゴリ (名称とコード) [TARIC/CN コードと説明]</td><td colspan="2">例 8703 22 10: 主に人の輸送を目的とした、ステーションワゴンとレースカーを含むモーター車とその他のモーター車両 (見出し 8702 の車両を除く); 火花点火内燃往復ピストンエンジンのみを搭載したその他の車両; 気筒容積 1,000cm³ 超、1,500cm³ 以下のもの; 新車。</td></tr> <tr> <td>欧州連合内の製造</td><td colspan="2">非該当</td></tr> </table>	成形品名	モーター車両 (乗用車)		その他の名称	ブランド	商標 Y	型式	型式 AAA	タイプ	タイプ TXCV	成形品基本識別子	EAN/バーコード	558101011110	その他の成形品識別子	ユニバーサル製品コード (GPC)	770300000	参照番号	AAA111X000	成形品カテゴリ (名称とコード) [TARIC/CN コードと説明]	例 8703 22 10: 主に人の輸送を目的とした、ステーションワゴンとレースカーを含むモーター車とその他のモーター車両 (見出し 8702 の車両を除く); 火花点火内燃往復ピストンエンジンのみを搭載したその他の車両; 気筒容積 1,000cm ³ 超、1,500cm ³ 以下のもの; 新車。		欧州連合内の製造	非該当	
成形品名	モーター車両 (乗用車)																								
その他の名称	ブランド	商標 Y																							
	型式	型式 AAA																							
	タイプ	タイプ TXCV																							
成形品基本識別子	EAN/バーコード	558101011110																							
その他の成形品識別子	ユニバーサル製品コード (GPC)	770300000																							
	参照番号	AAA111X000																							
成形品カテゴリ (名称とコード) [TARIC/CN コードと説明]	例 8703 22 10: 主に人の輸送を目的とした、ステーションワゴンとレースカーを含むモーター車とその他のモーター車両 (見出し 8702 の車両を除く); 火花点火内燃往復ピストンエンジンのみを搭載したその他の車両; 気筒容積 1,000cm ³ 超、1,500cm ³ 以下のもの; 新車。																								
欧州連合内の製造	非該当																								
画像																									
特性	<table border="1"> <tr> <td>高さ</td><td>1.8</td><td>m</td></tr> <tr> <td>幅</td><td>1.95</td><td>m</td></tr> <tr> <td>全長</td><td>4.0</td><td>m</td></tr> <tr> <td>重量</td><td>1,100</td><td>kg</td></tr> <tr> <td>色</td><td colspan="2">赤</td></tr> <tr> <td>ドア数</td><td colspan="2">3</td></tr> <tr> <td>エンジンタイプ</td><td colspan="2">燃焼</td></tr> <tr> <td>立方体容積</td><td>1,100</td><td>cm³</td></tr> </table>	高さ	1.8	m	幅	1.95	m	全長	4.0	m	重量	1,100	kg	色	赤		ドア数	3		エンジンタイプ	燃焼		立方体容積	1,100	cm ³
高さ	1.8	m																							
幅	1.95	m																							
全長	4.0	m																							
重量	1,100	kg																							
色	赤																								
ドア数	3																								
エンジンタイプ	燃焼																								
立方体容積	1,100	cm ³																							
安全な使用の指示	<table border="1"> <tr> <td>安全な使用の指示</td><td>[特定の指示]</td></tr> <tr> <td>分解指示</td><td>Disassembling_instructions_AAA-ZXCV.pdf</td></tr> </table>	安全な使用の指示	[特定の指示]	分解指示	Disassembling_instructions_AAA-ZXCV.pdf																				
安全な使用の指示	[特定の指示]																								
分解指示	Disassembling_instructions_AAA-ZXCV.pdf																								
	<table border="1"> <tr> <td>ユニット数</td><td>1</td></tr> </table>	ユニット数	1																						
ユニット数	1																								

2019 年 9 月

複合体構成部品 (成形品)	識別子	<table border="1"> <tr> <td>成形品名</td> <td colspan="2">燃焼エンジン</td> </tr> <tr> <td>その他の名称</td> <td>ブランド</td> <td>B Motors</td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>型式 B-1100</td> </tr> <tr> <td>タイプ</td> <td>タイプ燃焼</td> </tr> <tr> <td>成形品基本識別子</td> <td>EAN/バーコード</td> <td>558101011110</td> </tr> <tr> <td>その他の成形品識別子</td> <td>参照番号</td> <td>A1100C001</td> </tr> <tr> <td>成形品カテゴリ (名称とコード)</td> <td colspan="2"> 例 8407 34 10: 火花点火往復または回転内燃ピストンエンジン、第 87 章の車両の推進に使用される種類の往復ピストンエンジン；8407 34: 気筒容積 1,000cm³ 超のもの；工場組立用：小見出し 870110 の歩行者制御牽引トラック；見出し 8703 のモーター車両；気筒容積 2,800cm³未満のエンジン搭載の見出し 8704 のモーター車両；見出し 8705 のモーター車両。 </td> </tr> <tr> <td>[TARIC/CN コードと説明]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>欧州連合内の製造</td> <td colspan="2">非該当</td> </tr> </table>			成形品名	燃焼エンジン		その他の名称	ブランド	B Motors	型式	型式 B-1100	タイプ	タイプ燃焼	成形品基本識別子	EAN/バーコード	558101011110	その他の成形品識別子	参照番号	A1100C001	成形品カテゴリ (名称とコード)	例 8407 34 10: 火花点火往復または回転内燃ピストンエンジン、第 87 章の車両の推進に使用される種類の往復ピストンエンジン；8407 34: 気筒容積 1,000cm ³ 超のもの；工場組立用：小見出し 870110 の歩行者制御牽引トラック；見出し 8703 のモーター車両；気筒容積 2,800cm ³ 未満のエンジン搭載の見出し 8704 のモーター車両；見出し 8705 のモーター車両。		[TARIC/CN コードと説明]			欧州連合内の製造	非該当	
	成形品名	燃焼エンジン																											
	その他の名称	ブランド	B Motors																										
	型式	型式 B-1100																											
	タイプ	タイプ燃焼																											
	成形品基本識別子	EAN/バーコード	558101011110																										
	その他の成形品識別子	参照番号	A1100C001																										
成形品カテゴリ (名称とコード)	例 8407 34 10: 火花点火往復または回転内燃ピストンエンジン、第 87 章の車両の推進に使用される種類の往復ピストンエンジン；8407 34: 気筒容積 1,000cm ³ 超のもの；工場組立用：小見出し 870110 の歩行者制御牽引トラック；見出し 8703 のモーター車両；気筒容積 2,800cm ³ 未満のエンジン搭載の見出し 8704 のモーター車両；見出し 8705 のモーター車両。																												
[TARIC/CN コードと説明]																													
欧州連合内の製造	非該当																												
特性	<table border="1"> <tr> <td>重量</td> <td>100</td> <td>Kg</td> </tr> <tr> <td>エンジンタイプ</td> <td colspan="2">燃焼</td> </tr> <tr> <td>立方体容積</td> <td>1,100</td> <td>cm³</td> </tr> </table>			重量	100	Kg	エンジンタイプ	燃焼		立方体容積	1,100	cm ³																	
重量	100	Kg																											
エンジンタイプ	燃焼																												
立方体容積	1,100	cm ³																											
安全な使用の指示	その他: [特定の指示]																												
複合体構成部品 (成形品)	ユニット数	4																											
	識別子	<table border="1"> <tr> <td>成形品名</td> <td colspan="2">O リング (エンジン用)</td> </tr> <tr> <td>その他の名称</td> <td>ブランド</td> <td>ラバージョイント LL</td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>型式 M0.05</td> </tr> <tr> <td>タイプ</td> <td>タイプ Rubber-R</td> </tr> <tr> <td>成形品基本識別子</td> <td>EAN/バーコード</td> <td>RR005R001</td> </tr> <tr> <td>成形品カテゴリ (名称とコード)</td> <td colspan="2"> 例 4016 93 00: 硬化ゴム以外のその他の加硫ラバー成形品；その他；ガスケット、ワッシャ、その他のシール。 4008 29 00: 硬化ゴム以外の加硫ラバーのプレート、シート、ストリップ、ロッド、輪郭形状；セルララバー以外のもの；その他。 </td> </tr> <tr> <td>[TARIC/CN コードと説明]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>欧州連合内の製造</td> <td colspan="2">非該当</td> </tr> </table>		成形品名	O リング (エンジン用)		その他の名称	ブランド	ラバージョイント LL	型式	型式 M0.05	タイプ	タイプ Rubber-R	成形品基本識別子	EAN/バーコード	RR005R001	成形品カテゴリ (名称とコード)	例 4016 93 00: 硬化ゴム以外のその他の加硫ラバー成形品；その他；ガスケット、ワッシャ、その他のシール。 4008 29 00: 硬化ゴム以外の加硫ラバーのプレート、シート、ストリップ、ロッド、輪郭形状；セルララバー以外のもの；その他。		[TARIC/CN コードと説明]			欧州連合内の製造	非該当					
	成形品名	O リング (エンジン用)																											
	その他の名称	ブランド	ラバージョイント LL																										
	型式	型式 M0.05																											
	タイプ	タイプ Rubber-R																											
	成形品基本識別子	EAN/バーコード	RR005R001																										
成形品カテゴリ (名称とコード)	例 4016 93 00: 硬化ゴム以外のその他の加硫ラバー成形品；その他；ガスケット、ワッシャ、その他のシール。 4008 29 00: 硬化ゴム以外の加硫ラバーのプレート、シート、ストリップ、ロッド、輪郭形状；セルララバー以外のもの；その他。																												
[TARIC/CN コードと説明]																													
欧州連合内の製造	非該当																												
特性	<table border="1"> <tr> <td>直径</td> <td>0.050</td> <td>M</td> </tr> </table>		直径	0.050	M																								
直径	0.050	M																											

2019 年 9 月

		重量	0.005	kg							
	安全な使用の指示										
	安全な使用の指示	[特定の指示]									
	関連要素	<table border="1"> <tr> <td>候補リストのバージョン</td> <td>ZZZZ/TT</td> </tr> <tr> <td>候補リストのエントリ/物質</td> <td>候補リスト物質 S、EC xxx-xxx-x、CAS yyyy-yy-y</td> </tr> <tr> <td>濃度範囲</td> <td>≥ 20.0% w/w かつ < 100% w/w</td> </tr> <tr> <td>原材料カテゴリ</td> <td>ラバーとエラストマー > エチレンプロピレン非共役ジエンラバー (EPDM)、加硫</td> </tr> </table>			候補リストのバージョン	ZZZZ/TT	候補リストのエントリ/物質	候補リスト物質 S、EC xxx-xxx-x、CAS yyyy-yy-y	濃度範囲	≥ 20.0% w/w かつ < 100% w/w	原材料カテゴリ
候補リストのバージョン	ZZZZ/TT										
候補リストのエントリ/物質	候補リスト物質 S、EC xxx-xxx-x、CAS yyyy-yy-y										
濃度範囲	≥ 20.0% w/w かつ < 100% w/w										
原材料カテゴリ	ラバーとエラストマー > エチレンプロピレン非共役ジエンラバー (EPDM)、加硫										